

平成 28 年 5 月 16 日

認定産後ドゥーラ各位

(預かり保育をドゥーラ保険でカバーしている皆様へ)

odoula

一般社団法人ドゥーラ協会
代表理事 宗 祥子

< 重要なお知らせ (補足) : 預かり保育届け出制度について >

拝啓 皆様には日頃より当会事業にご協力いただきましてありがとうございます。
先日 12 日付にてお知らせ致しました件で、説明が不足しておりご迷惑をおかけいたしまして
申訳ありません。改めて以下にご説明させていただきます。

【保険適用について】

12 日付のお知らせで、いつから預かり保育が適用外となるのかを明記していなかったために、皆様を混乱させてしまう結果となり、大変申し訳ございませんでした。ドゥーラ保険は現在も 4 月契約時の適用内容のままとなっており、これまで通りの業務を継続いただくことができます。お知らせの経緯と、今後の対応につきましては、下記にてご説明致します。長文となりますが、ご確認をお願い申し上げます。

【これまでの経緯】

3 月末に「乳幼児預かり保育の事業者届出についてのお知らせ」 4 月半ばに「乳幼児預かり保育届出および保険加入者証についてのお知らせ」をお送りさせていただき、内容はご理解頂いているかとは存じますが、この春から厚生労働省の方針に基づき「預かり保育事業者届け出制度」が導入されました。

これは 27 年度の児童福祉法改正に伴い、許可を受けずに利用者宅等で乳幼児を保育する預かり保育事業者が、都道府県への届出を義務付けられたことに基づき導入されたもので、事業者は自治体の指導監督の対象となりました。27 年度は乳幼児 6 人以上保育する事業者が届出対象となり、28 年度からは 1 人以上保育する事業者（個人事業者を含む）が届出対象となった旨の情報が入り、急遽 3 月末に皆様に届出のお知らせをさせていただきました。

この事業者登録では、預かり保育を実施する保育者が必要な研修（子育て支援員等）を受けていること、保険に加入している場合は書類を提出することが求められています。協会では、産後ドゥーラ養成講座の内容が、厚労省の指針としている「居宅訪問型保育研修」内容にどの程度準拠しているのかを改めて検証致しましたが、母親サポートを基本とする中での育児サポートの位置付のため、預かり保育の研修内容としては不足があり、ドゥーラ業務の育児サポートは、厚労省の定める預かり保育とは異なるという結論に至りました。ドゥーラ保険はドゥー

ラ業務が補償対象となっている保険ですが、この結論によりドゥーラ業務となりえない預かり保育が、補償対象となるのかを検討することが必要となり、4月半ばに2回目のお知らせをさせていただきます。

【預かり保育に対する協会の考え】

ドゥーラの業務の中で日常的にお子様の送迎や一時的預かりが発生していることは協会としても認識しております。しかし、平成27年に厚労省が各自治体に通達した「保護者不在時の預かり保育の安全を担保することから、保育者の質の確保、保育者への研修を制度化する」という方針に沿うことは、お子様の安全を第一に考える上でも重要であり、協会としても十分な対応が必要であると考えております。今回のドゥーラ業務と保険適用についての結論は、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき厚生労働省から各自治体に通知された内容に沿う形で決定されたものである点を、皆様にはご理解いただきたくお願い申し上げます。

【今後の協会としての対応について】

12日のお知らせでは、預かり保育に関して各自で対応いただくよう通知しておりましたが、加入できる保険の情報等も得にくいことから、協会として皆様が引き続きこれまで同様にお仕事ができるような方策がないか、現在検討を進めております。ドゥーラ保険適用範囲外となってしまう、預かり保育をカバーする為にベビーシッター保険加入の対応も含め、できるだけ早く結論を出す方向で検討しておりますので、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

【ご利用者様との契約について】

12日の通知でも触れましたように、ドゥーラ契約書と預かり保育契約書の2種類の契約を併用することで、お仕事についていただくこととなりますが、その実施の切り替え時期は、現在検討しております結果が出た後にご対応いただくことと致します。預かり保育もこれまで同様行えるような方法を検討致しますので、現時点での契約は、旧契約書のままでご契約いただき、切り替わりの時点で2種の契約書に差し替える、という手順を進めていただきたく存じます。なお、預かり保育の契約書についても雛形をご参考までご用意させていただくことも検討しております。

【届出制度への対応について】

12日の通知にて「預かり保育事業者届出制度への対応」に記載した内容に変更はありません。キッズライン登録ドゥーラの方等、申請できる方は届出を行っていただいても構いません。それ以外の方は、現在検討しております内容により、加入保険や研修等が確定しましてから届出いただくことをお薦め致します。

以上の内容をご理解いただきまして、これまで通りお仕事を進めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。検討事項につきましては、早急に対処し、結論が出次第、皆様にご連絡させていただきます。以上、宜しく申し上げます。敬具